

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者となる可能性のある方に申請書を7月10日(木)から発送します

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴う負担を軽減するため、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。本号では支給要件や支給額、申請方法などについてお知らせします。

申請受付期間は7月15日(火)から平成27年1月15日(木)までです

2つの給付金について確認じゃ

厚生労働省臨時給付金
イメージキャラクター
カクニンジャ



対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります

このフローチャートは、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の支給対象者かどうかを判断するためのおおまかな目安としてお示しするものです。このフローチャートの結果に、必ずしも当てはまらない場合もありますのでご了承ください。



スタート

生活保護を受けていますか？

はい

給付金の対象者ではありません

いいえ

平成26年1月分の
児童手当の受給者ですか？

いいえ

給付金の対象者ではありません

平成26年度の市民税の均等割が課税となっていますか？
または課税となっている方に扶養されていますか？

はい

はい

平成25年の所得が児童手当の所得制限
限度額未満ですか？

いいえ

給付金の対象者ではありません

いいえ

臨時福祉給付金の対象者です

さらに

次の手当等の受給者ですか？

- 高齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等
- 児童扶養手当、特別児童扶養手当及び予防接種健康被害救済給付金
- 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過の福祉手当
- 原子爆弾被爆者医療特別手当等
- 毒ガス障害者特別手当等
- ガス障害者特別手当等
- 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金
- 副作用救済給付または感染救済給付

はい

子育て世帯臨時特例給付金の対象者です

臨時福祉給付金の加算対象者です



申請方法に関するお問い合わせは専用コールセンターへ

船橋市役所 臨時給付金コールセンター ☎0570-000-715

月曜日から土曜日 午前9時～午後5時(祝)を除く
(平成26年11月12日(水)まで開設しています)

● 制度に関するお問い合わせは
厚生労働省のコールセンターをご利用ください

厚生労働省
2つの給付金に関する専用ダイヤル ☎0570-037-192
平日 午前9時～午後6時(祝)を除く
ただし、6月から10月までは(土)・(日)・(祝)を含め無休です

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書類を、7月10日(木)から各家庭に郵送します

臨時福祉給付金の申請書類は、支給対象者となる可能性のある方に対して郵送します。

子育て世帯臨時特例給付金の申請書類は、平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者の方に対して郵送します(生活保護受給者を除きます)。

ただし、申請書が届いた方が必ずしも支給対象者となるわけではありません。また、子育て世帯臨時特例給付金について、公務員の方はお勤めの官公庁から申請書が配布されますので、申請書は郵送されません。

給付金の支給対象者と思われるにもかかわらず、8月になっても申請書が届かない場合にはコールセンターまでお問い合わせください(平成26年1月1日に船橋市に住民登録をしていない方は、平成26年1月1日に住民登録をしていた市町村にお問い合わせください)。

申請書が届いても支給対象者とならない場合の例(申請は不要です)

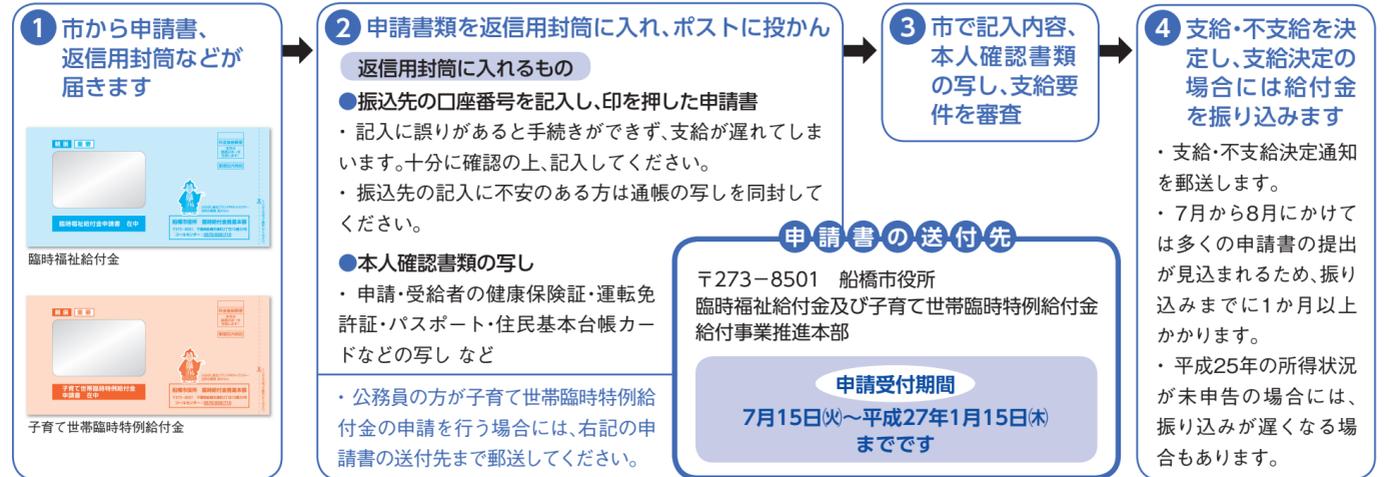
臨時福祉給付金

- 平成26年度の市民税(均等割)が課税となる程度の収入があったにもかかわらず、税の申告を忘れてしまった方、あるいはそうした方に扶養されている方
- 別住所や船橋市外に住む平成26年度の市町村民税(均等割)が課税となっているお子さんなどの扶養になっている方

子育て世帯臨時特例給付金

- 平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方
- 臨時福祉給付金の支給対象者となっている方

支給までの流れ(給付金の受給はどちらか一方のみです)



臨時福祉給付金 支給要件

支給対象者

平成26年1月1日現在、市に住民登録をしている方で平成26年度の市民税(均等割)が課税されない方。ただし、ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護を受けている場合などは対象外です。

★平成26年度市民税・県民税納税通知書が届いている方は対象外です。

支給金額

支給対象者1人につき1万円。ただし、高齢基礎年金等を受給している方は1万5000円。

支給要件を確認じゃ



フナバシニンジャ

住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額) ※船橋市の場合

給与所得者

区分	非課税限度額※(給与収入ベース)
单身	100万円
夫婦	156万円
夫婦子1人	205.7万円
夫婦子2人	255.7万円

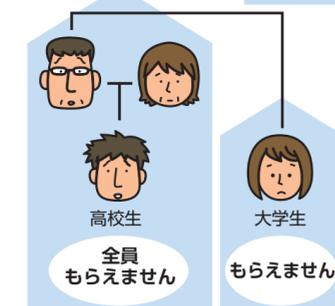
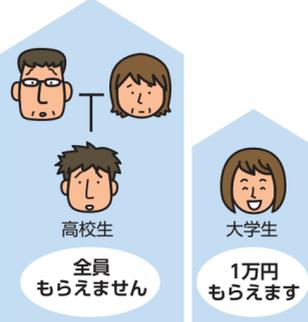
公的年金等受給者

区分	非課税限度額※(年金収入ベース)
单身	65歳以上 155万円 65歳未満 105万円
夫婦	65歳以上 211万円 65歳未満 171.3万円

支給・不支給例①

- 4人家族(お父さん、お母さん、大学生の子ども、高校生の子ども)
- お父さんのみ市民税(均等割)が課税となっている
 - お母さんと高校生の子どもは、お父さんに扶養されている
 - 大学生の子どもは、住民票を移して別の住所で暮らしている

①-① 大学生の子どもはお父さんに扶養されていない

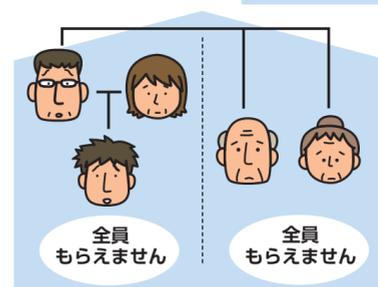
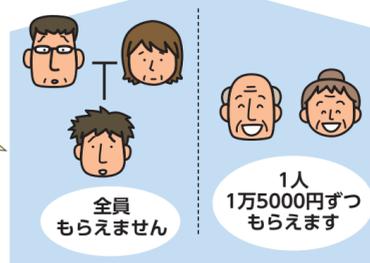


①-② 大学生の子どももお父さんに扶養されている

支給・不支給例②

- 5人家族(お父さん、お母さん、高校生の子ども、おじいちゃん、おばあちゃん)
- お父さんのみ市民税(均等割)が課税となっている
 - お母さんと高校生の子どもは、お父さんに扶養されている
 - おじいちゃんとおばあちゃんはお父さんたちと同じ家に住んでいるが、住民票は別世帯である
 - おじいちゃんとおばあちゃんは高齢基礎年金の受給者である

②-① おじいちゃんとおばあちゃんはお父さんに扶養されていない



②-② おじいちゃんとおばあちゃんもお父さんに扶養されている

子育て世帯臨時特例給付金 支給要件

支給対象者

平成26年1月1日現在、市に住民登録をしている方で平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している方。

ただし、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合や生活保護を受けている場合などは対象外です。

支給金額

支給対象児童1人につき1万円
※支給対象児童とは平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となっているお子さんです

児童手当の所得制限限度額(給与収入ベース)

区分(扶養親族等の数)	所得制限限度額	限度額目安(給与収入ベース)
子1人(1人)	660万円	875.6万円
夫婦子1人(2人)	698万円	917.8万円
夫婦子2人(3人)	736万円	960万円

支給要件を確認じゃ

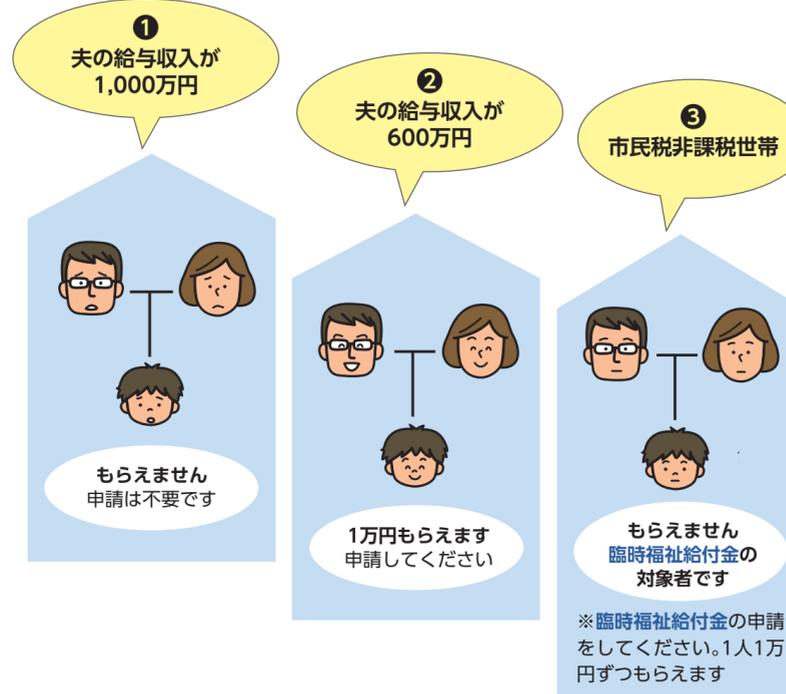


フナバシニンジャ

支給・不支給例

夫婦と子1人(扶養2人)の場合

●所得制限限度額 917.8万円(給与収入ベース)



振り込め詐欺にご注意ください

アクニンジャに注意!

市や厚生労働省などがATM(銀行やコンビニエンスストアなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。給付金を支給するために手数料などの振り込みをお願いすることは絶対にありません。不審な電話がかかってきたり、郵便が届いた場合には、迷わず110番または所轄の警察にご連絡ください。

船橋警察署
生活安全課 ☎047-435-0110

船橋東警察署
生活安全課 ☎047-467-0110

千葉県警
振り込め詐欺相談専用ダイヤル ☎0120-494-506

Q & A よくある質問

臨時福祉給付金

- Q** 自分が市民税(均等割)の課税者かどうかを調べるには、どのようにすればいいですか？
- A** 市民税課や職場から平成26年度市民税・県民税納税通知書が届いていれば市民税(均等割)の課税者です。
- Q** 平成26年1月2日に他市から船橋市に転入してきました。船橋市で給付金の申請ができますか？
- A** 原則、基準日である平成26年1月1日の時点で住民登録がされている市町村での申請となりますので、船橋市では申請できません。
- Q** 市民税(均等割)が非課税のひとり暮らしの高齢者です。ただし、A市に住んでいてA市の市民税(均等割)が課税されている息子に扶養されています。給付金はもらえますか？
- A** 市民税(均等割)が課税となっている方に扶養されている場合は、給付金はもらえません。
- Q** 単身赴任でB市に住む夫はB市の市民税(均等割)が課税されていますが、船橋市から夫の扶養となっている妻と大学生の娘あてに申請書が届きました。どうすればいいですか？
- A** 申請書発送時点では市民税(均等割)が課税となっている夫が他市にいたことが船橋市ではわからないため、妻と娘は支給対象者の可能性があるとして申請書を郵送していますが、この場合は支給対象者ではありません。審査の結果、不支給となりますので申請も不要です。
- Q** 申請書の書き方がわかりません。
- A** 出張所や船橋駅前総合窓口センターなどに申請書の書き方などの相談窓口を設置します。また、コールセンターもご利用ください。
- Q** 給付金はいつ頃振り込まれますか？
- A** 審査に時間がかかる場合もありますが、早い方では8月末頃振り込む予定です。

子育て世帯臨時特例給付金

- Q** 子どもが平成26年1月1日に生まれました。給付金はもらえますか？
- A** 基準日である平成26年1月1日の時点で住民登録がされ、平成26年2月分の児童手当・特例給付の対象児童となっていれば支給対象児童となります。平成26年1月2日以降に生まれた子どもは支給対象児童とはなりません。

こんな場合は・・・		例	給付金
出生	基準日より前	平成25年12月31日生まれ	もらえません
	基準日	平成26年1月1日生まれ (平成26年2月分の児童手当・特例給付の対象児童)	もらえます
	基準日より後	平成26年1月2日生まれ	もらえません
死亡	支給決定までに死亡した場合はもらえません		

- Q** 子育て世帯であれば給付金は必ずもらえますか？
- A** 申請書が届いた方であっても、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合には不支給となります。
- Q** 給付金は今後、児童手当に上乗せされてもらえますか？
- A** 消費税率の引上げに伴う臨時的な措置であり、児童手当の上乗せではなく1回限りの支給となります。
- Q** 高校1年生の子どもがいますが、申請書が届きました。申請してもいいですか？
- A** 基準日時点で中学生である場合は、現在高校生であっても対象児童となりますので申請してください。
- Q** 臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の両方の申請書が届きました。両方申請する必要はありますか？
- A** 臨時福祉給付金が優先となりますので、臨時福祉給付金を申請してください。原則として子育て世帯臨時特例給付金の申請は不要です。

相談窓口もご利用ください

申請書の書き方など、お気軽にご相談ください。

開設場所	開設期間	開設時間
市役所本庁舎11階	7月14日(月)～11月14日(金) ※(土)・(日)・(祝)を除く	(月)～(金) 午前9時から午後5時
船橋駅前総合窓口センター (フェイスビル5階)	7月12日(土)～9月30日(火)	(月)～(金) 午前9時から午後8時
		第2・第4(土)とその翌日(日)、(祝) 午前9時から午後5時
二宮出張所、芝山出張所、高根台出張所、習志野台出張所、豊富出張所、二和出張所(併設する二和公民館3階に開設します)、西船橋出張所	7月14日(月)～9月30日(火) ※(土)・(日)・(祝)を除く (二和出張所に併設する二和公民館の相談窓口については8月25日(月)と9月29日(月)を除く)	(月)～(金) 午前9時から午後5時

○出張所にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

申請方法に関するお問い合わせは専用コールセンターへ 船橋市役所 臨時給付金コールセンター ☎0570-000-715

月曜日から土曜日 午前9時～午後5時(祝)を除く(平成26年11月12日(水)まで開設しています)